

葛飾区中小企業勤労者福利共済会
レクリエーション行事実施団体に対する補助金交付要綱

(目 的)

第 1 条 この要綱は、葛飾区中小企業勤労者福利共済会規約第 4 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、勤労者の福利厚生のためにレクリエーションを実施する団体に対して、その行事に必要な経費の一部を補助することで、当該団体の負担の軽減を図り、併せて勤労者の福利厚生に寄与することを目的とする。

(補助対象団体)

第 2 条 補助対象団体は、同業種の事業所又は一定の地域で組織する団体で、葛飾区中小企業勤労者福利共済会加入者（以下、「加入者」という。）が 50 人以上で構成される団体とする。

(補助金の交付額)

第 3 条 補助金の交付額は、予算の定める範囲内で、当該レクリエーション行事に参加する加入者一人あたり 3,000 円を限度として、補助対象団体が当該レクリエーション行事の実施に要する総経費の 2 分の 1 を越えない額とする。

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする団体は、葛飾区中小企業勤労者福利共済会レクリエーション行事実施団体補助金交付申請書（第 1 号様式）を、理事長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第 5 条 理事長は、前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定し、交付決定通知書（第 2 号様式）により申請団体に通知する。

(補助金の交付請求)

第 6 条 補助金の交付決定を受けた団体は、補助金請求書（第 3 号様式）を理事長に提出し補助金を請求するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第 7 条 理事長は、補助金の交付決定後、当該決定を受けた団体が次の各号の一に該当する場合は、交付決定を取消すものとする。

- (1) 偽りの申請その他不正の手段により、交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を目的以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定を受けたレクリエーション行事を中止したとき。

(補助金の返還)

第 8 条 前条の規定により交付決定を取消した場合には、理事長は、既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

(委 任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。